

平成27年度から

軽自動車税が改正されます

平成26年度の地方税法の一部改正および市税条例の改正により、平成27年度から原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、2輪小型自動車の税率が変わります。ただし、3輪以上の軽自動車は、平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けるものから適用されます。

■原動機付自転車および2輪車などの税率表

車種区分		現行税率(年額)	平成27年度から		
原動機付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円		
	50cc超90cc以下	1,200円	2,000円		
	90cc超125cc以下	1,600円	2,400円		
	3輪以上20cc超50cc以下(ミニカー)	2,500円	3,700円		
軽自動2輪のもの	125cc超250cc以下	2,400円	3,600円		
2輪の小型自動車	250cc超	4,000円	6,000円		
小型特殊自動車	農耕用	2輪のもの	1,600円	2,000円	
		4輪のもの	1,000cc以下	2,400円	3,000円
			1,000cc超	3,100円	3,900円
	特殊作業用		4,700円	5,900円	

【表の見方】

- 上表は現行税率と平成27年度からの税率を示しています。
- 下表①現行税率は、平成27年3月31日以前に、新規登録した車両です(税率変更なし)。
- 下表②新税率は、平成27年4月1日に新規登録した車両は平成27年度から適用になります。平成27年4月2日以降に新規登録した車両は、平成28年度から適用となります。
- 下表③重課税率は、平成28年度以降、最初の新規検査から13年を経過した環境負荷の大きい自動車に対して、環境配慮型税制(おおむね20%増税)が実施されます。

問 伊奈庁舎税務課 ☎58
2111(内線1134)

■3輪および4輪以上の軽自動車の税率表

車種区分		①現行税率(年額)	②新税率	③重課税率(平成28年度から)
3輪のもの		3,100円	3,900円	4,600円
4輪以上のもの	乗用のもの	営業用	5,500円	6,900円
		自家用	7,200円	10,800円
	貨物用のもの	営業用	3,000円	3,800円
		自家用	4,000円	5,000円

SNSの広告

Q

フェイスブックやツイッターなど、SNSに関連したトラブルが増えていると聞きましたが、どんなものがありますか？(20代・女性)

A

例えば、スマートフォンでSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)のサイトに表示されたダイエットサプリメントの広告を見て、1カ月分2千円の「体験版」をクレジット決済で購入したところ、定期購入になっていたようで、約3万円の請求を受けたという相談がありました。これは、SNSの広告がきっかけとなった消費者トラブルの例です。SNSに年齢や職業、興味のある分野などを登録すると、その個人情報に基づき、その人に向けた広告が表示されます。これを「ターゲティング広告」といいます。

ターゲティング広告に注意

事例のように、広告表示だけを見て購入してしまうと、実際の契約内容と異なる場合がありますので、広告からリンクした先の通販サイトの表示や利用規約で、購入の条件などをよく確認しましょう。ターゲティング広告は、短期間だけ表示されるため、トラブル発生後に詳細を確認しようとしても、広告そのものが見られないこともあります。購入の際には、画面を保存したり印刷をしておきましょう。

消費生活センターイメージキャラクター「まみりん」



問 市消費生活センター
(谷和原庁舎1階) ☎25
3288